

大学における看護系人材養成の在り方に関する検討会
第一次報告

平成21年8月18日
大学における看護系人材養成の在り方に関する検討会

目 次

はじめに	1
1. 大学における看護学教育の現状認識	2
(1) 看護学基礎カリキュラムの現状	2
(2) 看護学基礎カリキュラムの課題	3
2. 今後の大学における看護系人材養成の在り方	4
(1) 大学における看護系人材養成の基本方針	4
(2) 大学における保健師教育及び助産師教育の充実方策について	6
3. 今後の検討課題	8

はじめに

大学における看護系人材の養成は、昭和 27 年の看護系大学の誕生から、疾病構造や社会動向の変化に伴い健康問題が多様化する中で、常に医療・看護ニーズに対応できる保健師、助産師、看護師（以下「看護師等」という。）を確実に効果的に養成することを目標としてきた。

看護系大学においては、教員が看護の質の向上を目指して連綿と教育方法の研究を積み重ねながら、看護師等の基礎となる教育内容を 4 年間の学士課程の中で体系的に教授¹（以下、看護師等に共通する看護学の基礎とそれぞれの免許取得に必要となる教育内容を効率的に教授するための体系化したカリキュラムを「看護学基礎カリキュラム」という。）し、質の高い看護系人材の供給に大きく貢献してきた。

平成 4 年の「看護師等の人材確保の促進に関する法律」の施行等を契機とした看護系大学の急激な増加（平成 3 年度 11 校、平成 21 年度現在 178 校）は、質の高い看護系人材の供給を増大させ、今年 3 月に発表された看護師国家試験合格者に占める学士課程修了者の割合は初めて 2 割を超えるに至っている。

一方で、近年、高齢化社会の到来や医療の高度化、実習における侵襲を伴う看護行為の制約等、社会や保健医療を取り巻く環境の変化や学生の多様化に伴って、臨地実習の在り方の見直しや教育内容の工夫の必要性等の課題が指摘されている。

このような背景のもと、本検討会は、これからの大学における看護系人材養成の在り方について、改めて検討することを目的に設置された。

本検討会における審議事項は次の三つである。

第一に、学士課程における看護学基礎カリキュラムによる看護学教育の在り方。

第二に、新たな看護学教育の在り方とその質の保証の在り方。

第三に、大学院における高度専門職業人養成の在り方。

本報告では、「学士課程における看護学基礎カリキュラム」の今後の在り方を中心に検討した結果を提示する。

¹ 平成 16 年の看護学教育の在り方に関する検討会報告「看護実践能力育成の充実に向けた大学卒業時の到達目標」においては、学士課程における看護学教育の基本として、看護職に必要な能力を明確にし、その育成を確実に行うこととしている。

1. 大学における看護学教育の現状認識

(1) 看護学基礎カリキュラムの現状

看護師等の国家試験受験資格を取得するために必要な教育内容は、文部科学省・厚生労働省令「保健師助産師看護師学校養成所指定規則」（以下「指定規則」という。）において規定されている。厚生労働大臣が指定する専修学校等の看護師養成所においては3年間の看護師養成の後、それに積み上げる形で保健師・助産師それぞれを養成している。平成9年以降、4年間での看護師・保健師の統合カリキュラム²実施校もある。

一方、大学では、4年間の学士課程教育³の中で保健師と看護師、そして、大学によっては助産師の養成のための教育も行ってきた。このような教育を実施してきたのは、看護師等が人々の生活が営まれるあらゆる場で、あらゆる利用者のニーズに対し、責任を持って問題解決していく能力を有する必要があるという認識に基づいていたからである。

このような看護師等の養成には、指定規則による特定の職種に関する専門的な知識・技術の教育に留まらず、批判的思考力や創造性の涵養、研究能力の育成が必要である。そうした能力を育成するため、大学では、医学、心理学、社会学、哲学等の学際的な知識を基盤とする独自の学問領域として「看護学」の発展を目指してきた。そして、この「看護学」を基盤として、看護学基礎カリキュラムの中で、看護師、保健師、また、大学によっては助産師養成に特化した教育内容（これ以降、看護師養成、保健師養成、助産師養成に特化した教育を本報告書ではそれぞれ「看護師教育」、「保

2 平成9年に指定規則において制度化されたいわゆる統合カリキュラムは、保健師養成所と看護師養成所（3年課程及び3年課程（定時制）に限る。以下同じ。）又は助産師養成所と看護師養成所の指定を併せて受け、それらの教育内容を併せて3年6カ月以上の修業年限で教育する課程をいう。

3 中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」（平成17年1月）における、「今後は、教育の充実の観点から、学部・大学院を通じて、学士・修士・博士・専門職学位といった学位を与える課程（プログラム）中心の考え方に再整理していく必要がある」との指摘を踏まえ、いわゆる学部段階の教育を「学士課程教育」として位置付けている。

健師教育」、「助産師教育」という。)も併せて体系的に教授してきた。

その成果として大学は、幅広い専門知識と研究能力を備えた看護の実践者、研究者、教育者を養成し、医療・看護の発展に様々な貢献をしてきた。

例えば、研究者の理論開発や看護行為の科学的検証を通じて、科学的根拠に基づく看護実践を発展させていった。また、保健師、助産師、看護師、あるいは養護教諭等複数の資格を取得し、多様なキャリアパスを選択しながら、様々な形で保健、医療、福祉等に貢献できる人材を養成してきた。

(2) 看護学基礎カリキュラムの課題

社会の変化に伴い、看護学基礎カリキュラムは様々な課題に直面している。

大学・短期大学への志願者総数に対する入学者総数の割合(収容力)は92%に達しており、社会ではいわゆる大学全入時代⁴が到来したと言われている。こうした中で、看護系大学に限らず、大学教育全体の大きな課題として、学士課程で学生が身に付けるべき学習成果を明確化していくことが求められている。平成20年12月には、中央教育審議会答申「学士課程教育の構築に向けて」において、各専攻分野を通じて培う学習成果の参考指針(学士力)⁵が示された。

看護系大学においても、こうした指針が作成されていることの背景も踏まえ、当該大学の学生の実態に即した学習成果の具体的な達成水準等を主体的に考えていくことが求められている。

看護学基礎カリキュラムに関しては、平成16年3月の文部科学省検討会の報告や平成20年7月の厚生労働省有識者懇談会の報告において、今後、すべての看護師等には、

4 大学の入学受入規模が、入学志願者数とほぼ一致し、大学教育への需要が概ね充足された状態をいう。

5 この参考指針は、個々の大学における学位授与の方針等の策定のための参考となることを意図したものであり、もとより、その適用を国が各大学に強制することを求める趣旨ではない(中央教育審議会答申「学士課程教育の構築に向けて」(平成20年12月)参照)。

自ら主体的に考え行動することができ、保健、医療、福祉等のあらゆる場において看護を提供できる能力を、生涯を通じて獲得していくことが求められている。また、患者・家族にとって最適な医療を効率的に提供するため、チーム医療の調整役として、これまで以上に高度なコミュニケーション能力も要請されている。

このような実践能力への期待に応えるため、大学によっては看護学基礎カリキュラムによる教育内容が過密になっているとの指摘もある。

加えて、医療の高度化、患者の安全の確保や権利意識の向上、在院日数の短縮等に伴う重症患者の割合の増加、地域看護の対象の複雑化（精神保健上の問題や児童虐待等）、さらには大学の急増等に伴う実習施設確保の困難等は、臨地実習における実施内容が制限される傾向を生み、卒業時の看護実践能力の強化が課題になっている。

医療・看護の高度化・複雑化により、看護師等にはこれまで以上に高い能力が求められる、学習環境も大きく変化する中、看護学基礎カリキュラムの在り方が問われている。さらに、社会環境の変化等を適切に反映した臨地実習の在り方等の検討も必要になっていること等から、大学における看護系人材養成の在り方について全体的な見直しが求められている。

2. 今後の大学における看護系人材養成の在り方

(1) 大学における看護系人材養成の基本方針

看護師等が多様な学校種によって養成されている現状に鑑み、大学における看護系人材養成の在り方を検討する際には、何よりも大学の学士課程において養成することの意義に留意する必要がある。また、中央教育審議会では、「中長期的な大学教育の在り方について」の諮問を受けた審議が行われており、その中では、公的な質保証システムの見直しや、その前提となる各大学の内部的質保証や情報公開の仕組みなどが大きなテーマになって

いる。そうした議論の動向にも留意する必要がある。

大学は学術の中心として深く真理を探求し専門の学芸を教授研究する目的を持ち、これを担保するために教員の資格、教員組織、施設設備、研究環境、授業改善のための組織的な研修及び研究等につき、設置基準が課せられている。教員については、学術研究上の業績を重ねることとその成果に裏付けされた質の高い教育を実践することの両面が求められている。大学における看護学教育に質の高い看護師等を輩出することが期待される所以である。

また、学士課程教育の主要な特徴の一つである教養教育では、専門分野の枠を越えて共通に求められる知識や思考法等の知的な技法の獲得の他、人間としての在り方や生き方に関する深い洞察、現実を正しく理解する力の涵養に努めることが期待されている。人の支援に関わる看護系人材の養成においては、とりわけ教養教育の充実が求められる。

なお、教養教育の一環として看護学の基盤たる隣接諸科学をできる限り広く学習することが看護学の学びに深みを増し、将来の発展的学習や研究の高度化を支える点に留意すべきである。

看護系人材を養成する学士課程では、この教養教育と看護学分野における専門教育の役割が期待されているが、後者は一面において職業教育の性格をも併せ持つ。大学における職業教育は、教養教育の基礎の上に立ち、理論的背景を持った分析的・批判的見地から取り込まれるものである点に特徴があるとされている。

こうした学士課程教育の特色を踏まえた上で、以下、本報告書では主として専門教育の在り方について述べる。

今後の学士課程における看護系人材養成においては、専門職として能力開発に努め、長い職業生活においてもあらゆる場で、あらゆる利用者のニーズに対応し、保健、医療、福祉等に貢献していくことのできる応用力のある国際性豊かな人材養成を目指す。

これは、看護系大学においてはこれまでと同様に、看護専門職になるために共通して必要な基礎的知識や実践能力を教授することを意味している。

このため、学士課程では、看護を取り巻く幅広い知識体系を学び、社会や環境との関係において自己を理解するための素養や、創造的思考力を育成するための教養教育を前提に、健康保持増進・疾病予防を含めた看護師等の基礎となる教育を充実していく必要がある。

これに加えて、医療の高度化や看護ニーズの多様化等に対応していくための教育を充実するとともに、専門職としての自発的な能力開発を継続するための素養や看護の向上に資する研究能力の基礎を育成することも重要である。

看護師等の基礎となる教育内容については今後改めて検討する必要があるが、看護師等のいずれの職種にも共通して必要とされる内容を含むものとする。また、就労後の新人研修へと効果的に接続することができる教育内容を考慮する必要がある。

なお、大学院においては、看護学の学術研究を通じて社会に貢献できる研究者や教育者の養成、特定領域の高度専門職業人や、医師を含む保健、医療、福祉等に携わる専門職の協働において、マネジメント能力を発揮できる人材の養成を目指す。

さらに、今後の看護ニーズの一層の拡大に対応するため、それぞれの大学は社会人等の受入れ体制を整備しておくことが望ましい。また、すでに働いている看護師等がより高度かつ幅広い知識・技術を身に付けることのできる学習機会の提供の充実を目指すべきである。

(2) 大学における保健師及び助産師教育の充実方策について

これまで、保健師教育は学士課程で学ぶすべての学生が履修するものとされてきた。

しかしながら今日、地域の健康課題は複雑化し、健康課題の予防・解決に一定の役割を果たしてきた家族機能や地域における人々のつながりが変化・縮小するなど、保

健師を取り巻く環境は大きく変化している。そのため、保健師にはこれまで以上に、人々が主体的に保健行動を実施・継続することを支援する力、様々な領域と連携・協働する力、組織的な問題解決を導く企画調整力や施策化能力等が、活動領域を問わずに求められている。

さらに、保健所及び市町村の保健センターの業務分担や組織の在り方が再編され、保健師の分散配置が増えていることから、保健師には、保健福祉チームの中で自律的に働くことがこれまで以上に求められている。

こうした現状を踏まえ、前項で述べたような看護師等の基礎となる教育内容が確保されることを前提として、今後は学士課程を看護師教育のみの教育課程とするか、保健師教育を含めた教育課程とするか、あるいは希望する学生が保健師教育を選択できる教育課程とするかは、各大学が自身の教育理念・目標に基づき、選択できるものとするのが適当である。そのうえで、社会のニーズに応えうる保健師教育の充実を図ることが望まれる。

今後、学士課程において保健師教育の選択制を導入することに伴い、保健師教育については、大学専攻科における教育の実施、あるいは大学院において高度専門職業人の養成を目指した教育を実施すること等の方策を通じ、その充実について考慮されるべきである。

助産師教育については、既に学士課程において選択制が実施され、入学定員の約一割の学生が選択している。また、専攻科における助産師教育の実施、修士課程や専門職学位課程において高度専門職業人の養成を目指した助産師教育を試みる大学が徐々に増加しており、社会のニーズの多様化に対応した特色のある助産師教育が実施されている。

今後も各大学においては、学士課程、専攻科、大学院等それぞれの役割や教育理念を踏まえて、社会のニーズに応じた助産師教育の充実を図ることが求められる。

なお、保健師や助産師教育を含めた教育を学士課程において実施する場合は、学生の高い学習意欲があり、適切な教育課程や教員数、実習施設の確保により、質の高い保健師教育や助産師教育を実施できる体制が整備されているべきである。

3. 今後の検討課題

前章において、大学の選択により保健師教育の在り方を柔軟に設計できることを提示した。これにより、大学がそれぞれの理念のもと、社会が大学に期待する役割を見据えた質の高い看護系人材の養成にさらに取り組むことが望まれる。

なお、どのような人材を養成するかについては、一義的には各大学がそれぞれの人材養成の目的に即して判断すべきものである。

各大学の独自の取組と同時に、看護系人材に共通に求められる資質・能力等を担保する観点から、教育の質を保証していくことが必要であり、そのためには、分野別評価等を通じた大学の教育体制の評価は不可欠なものといえる。今後は、看護系大学の団体等による自主的な質保証の取組が求められる。

そうした取組を促進するためにも、本検討会では学士課程に相応しい「新たな看護学基礎カリキュラム」の具体的な内容、並びに保健師及び助産師教育の内容について、その質の保証の在り方とともに引き続き検討を行う。

また、医師と看護師等の適切な役割分担（看護師等の業務範囲の見直し）等に対応するためにも、看護学基礎カリキュラムの見直しとともに、大学院における高度専門職業人養成の在り方についても検討を行う。

さらに、看護学基礎カリキュラムの内容を見直した場合には、教員数や実習指導者の位置付け等の教育体制の在り方についても引き続き検討すべきである。

なお、指定規則は看護師等の養成において一定の教育提供体制を担保している一方、

学士課程における看護学教育の効果的・効率的なカリキュラム構築を阻害する恐れがあるとの指摘もある。今後、質の高い看護師等の養成の充実を図るためには、このような指摘の根拠となる問題点を明確にした上で、質を担保する新たな仕組みを検討することが望まれる。

最後に、学士課程において修得した基本的知識・技術を応用し、就労後に医療の現場や患者の安全確保等に適切に対応していくためには、就労後の研修がますます重要となっている。この研修が効果的に実施されるためには、看護系大学も看護師等の新人研修へ貢献していくことが望ましく、今後、文部科学省としても大学関係者や関係省庁と連携しながら、具体的な貢献策を検討する必要がある。

参 考 资 料

中央教育審議会答申「学士課程教育の構築に向けて」（平成20年12月）（抄）

各専攻分野を通じて培う学士力

～学士課程共通の学習成果に関する参考指針～

1. 知識・理解

専攻する特定の学問分野における基本的な知識を体系的に理解するとともに、その知識体系の意味と自己の存在を歴史・社会・自然と関連付けて理解する。

- (1) 多文化・異文化に関する知識の理解
- (2) 人類の文化，社会と自然に関する知識の理解

2. 汎用的技能

知的活動でも職業生活や社会生活でも必要な技能

- (1) コミュニケーション・スキル
日本語と特定の外国語を用いて、読み、書き、聞き、話すことができる。
- (2) 数量的スキル
自然や社会的事象について、シンボルを活用して分析し、理解し、表現することができる。
- (3) 情報リテラシー
情報通信技術（ICT）を用いて、多様な情報を収集・分析して適正に判断し、モラルに則って効果的に活用することができる。
- (4) 論理的思考力
情報や知識を複眼的、論理的に分析し、表現できる。
- (5) 問題解決力
問題を発見し、解決に必要な情報を収集・分析・整理し、その問題を確実に解決できる。

3. 態度・志向性

- (1) 自己管理能力
自らを律して行動できる。
- (2) チームワーク，リーダーシップ
他者と協調・協働して行動できる。また、他者に方向性を示し、目標の実現のために動員できる。
- (3) 倫理観
自己の良心と社会の規範やルールに従って行動できる。
- (4) 市民としての社会的責任
社会の一員としての意識を持ち、義務と権利を適正に行使しつつ、社会の発展のために積極的に関与できる。
- (5) 生涯学習力
卒業後も自律・自立して学習できる。

4. 統合的な学習経験と創造的思考力

これまでに獲得した知識・技能・態度等を総合的に活用し、自らが立てた新たな課題にそれらを適用し、その課題を解決する能力

文部科学省における看護学教育に関する検討の経緯

医科大学等設置調査会看護学部部会（昭和49年）

看護学部を設置する必要性やその形態について検討した結果、大学における看護学教育について以下の提言が行われた。

- ・ 医学・医療の高度化に伴い、看護短期大学の増設を急ぐため、その教員等指導者層を確保するために、看護大学(看護学部)の設置を急ぐ必要がある。
- ・ 実習病院の必要性に鑑み、医学部をおく大学に看護学部を設置することが望ましい。
- ・ 専門教育科目については看護学の立場から統合、再構成された内容とする。従来の看護教育の在り方を再検討してその教育内容を精選集約することが必要である。なお、この措置により、保健婦、助産婦、看護婦の国家試験受験資格要件を満たすことが可能となるが、助産教育はコースの選択制を設けることについても配慮する必要がある。

大学・短期大学における看護教育の改善に関する調査研究協力者会議

(平成7年)

看護系大学・短期大学に適用される保健婦助産婦看護婦学校養成所指定規則(以下、指定規則)について、すでに大綱化が行われた大学設置基準・短期大学設置基準の趣旨を踏まえ、その弾力化について検討を行い、以下の提言を行った。

- ・ 指定規則は教育内容と教育条件の水准确保という機能を果たしているが、大学・短期大学の発展にふさわしい規定が必要である。
- ・ 大学・短期大学が教育理念・目的に基づき体系的な教育課程を編成しやすいように、授業科目等に関する個別かつ詳細な規定の簡素化を図る(個別の授業科目の規定を廃止し、大枠と必要総単位数を示す)。
- ・ 指定規則に規定する教育内容の水準が大学・短期大学において担保されるように配慮する。
- ・ 可能な限り大学設置基準との整合性をはかる(単位制の導入)。

看護学教育の在り方に関する検討会(第二次)(平成16年)

平成14年の第一次検討会では「看護実践を支える技術学習項目」を示した。それに続いて、第二次検討会では、学士課程の教育課程について、看護実践能力の卒業時到達目標を示した(別添参照)。また、到達目標の設定にあたり、教育課程の特色を以下の5点に整理した。

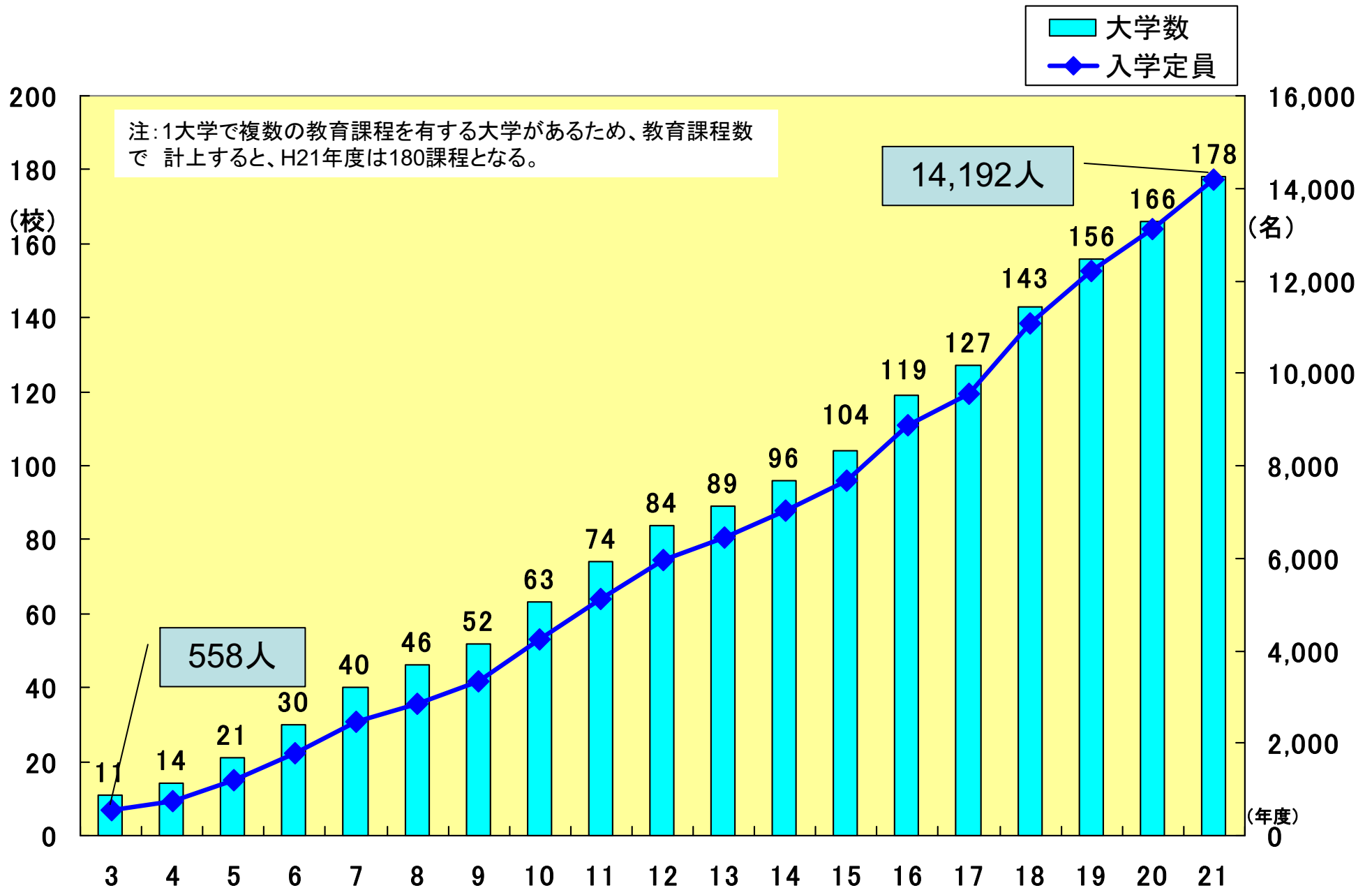
- ・ 保健師・助産師・看護師に共通した看護学の基礎を教授する課程であること。
- ・ 看護生涯学習の出発点となる基礎能力を培う課程であること。
- ・ 創造的に開発しながら行う看護実践を学ぶ課程であること。
- ・ 人間関係形成過程を伴う体験学習が中核となる課程であること。
- ・ 教養教育が基盤に位置づけられた課程であること

大学・短期大学における看護学教育の充実に関する調査協力者会議 (平成19年)

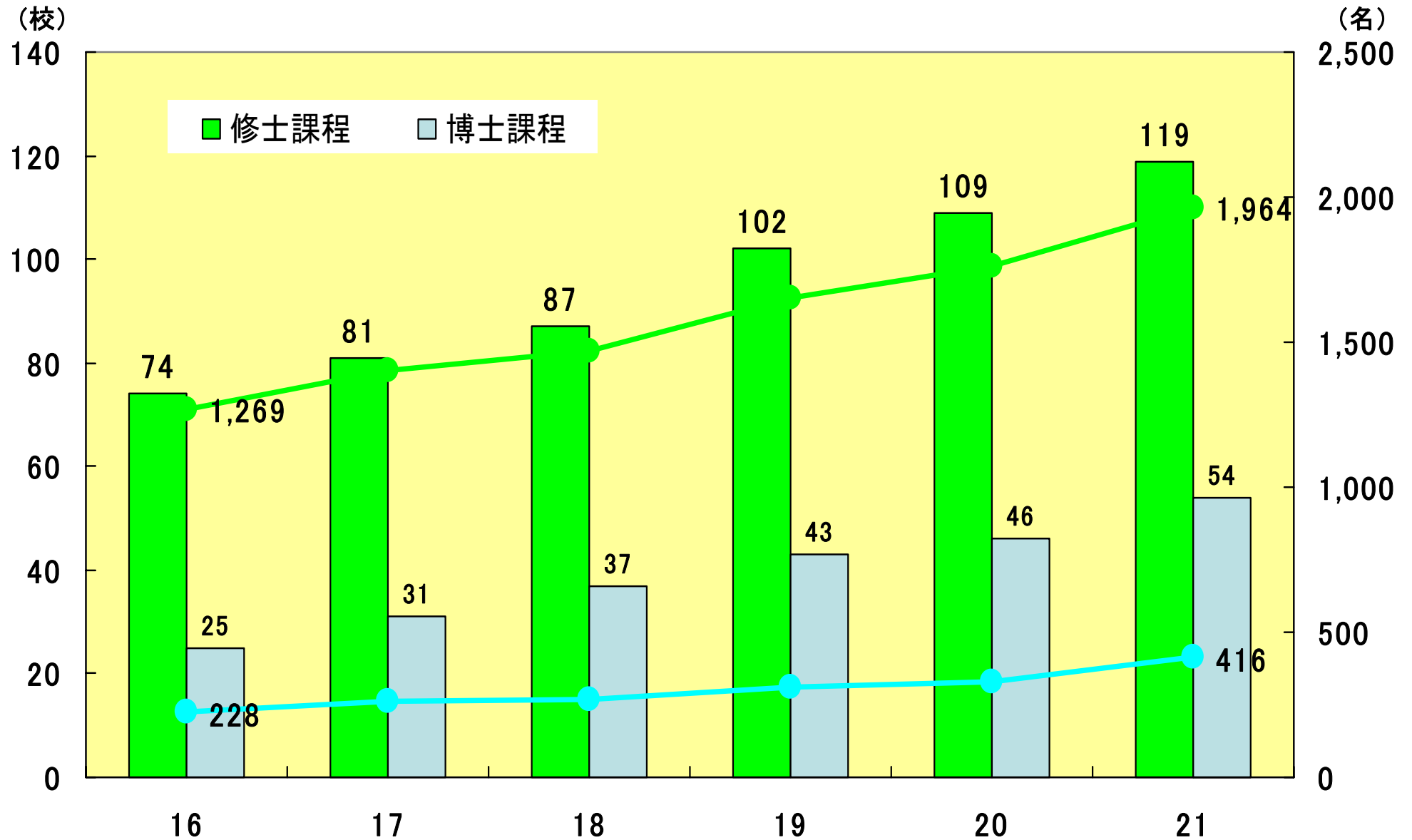
指定規則改正案を看護系大学等へ適用する場合の課題等について検討を行った。その報告書の中で、以下の提案を行った。

- ・ 侵襲的処置とそれに伴うケアについては、免許取得前の臨地実習で取得すべきものと、卒後の研修の中で修得することが相応しいものとの峻別が必要。
- ・ 将来的には、看護系大学等の教員が中心となって、指定規則の趣旨を上回る教育の質の保証体制の在り方を主体的に研究していくことが望まれる。

看護系大学数及び入学定員の推移



看護系大学院数及び入学定員の推移



(注) 平成16年度以後の修士課程には、専門職大学院1大学院(入学定員40名)を含む。
大学院数については、複数の専攻を置く場合には、1の専攻を1大学院として計上した。

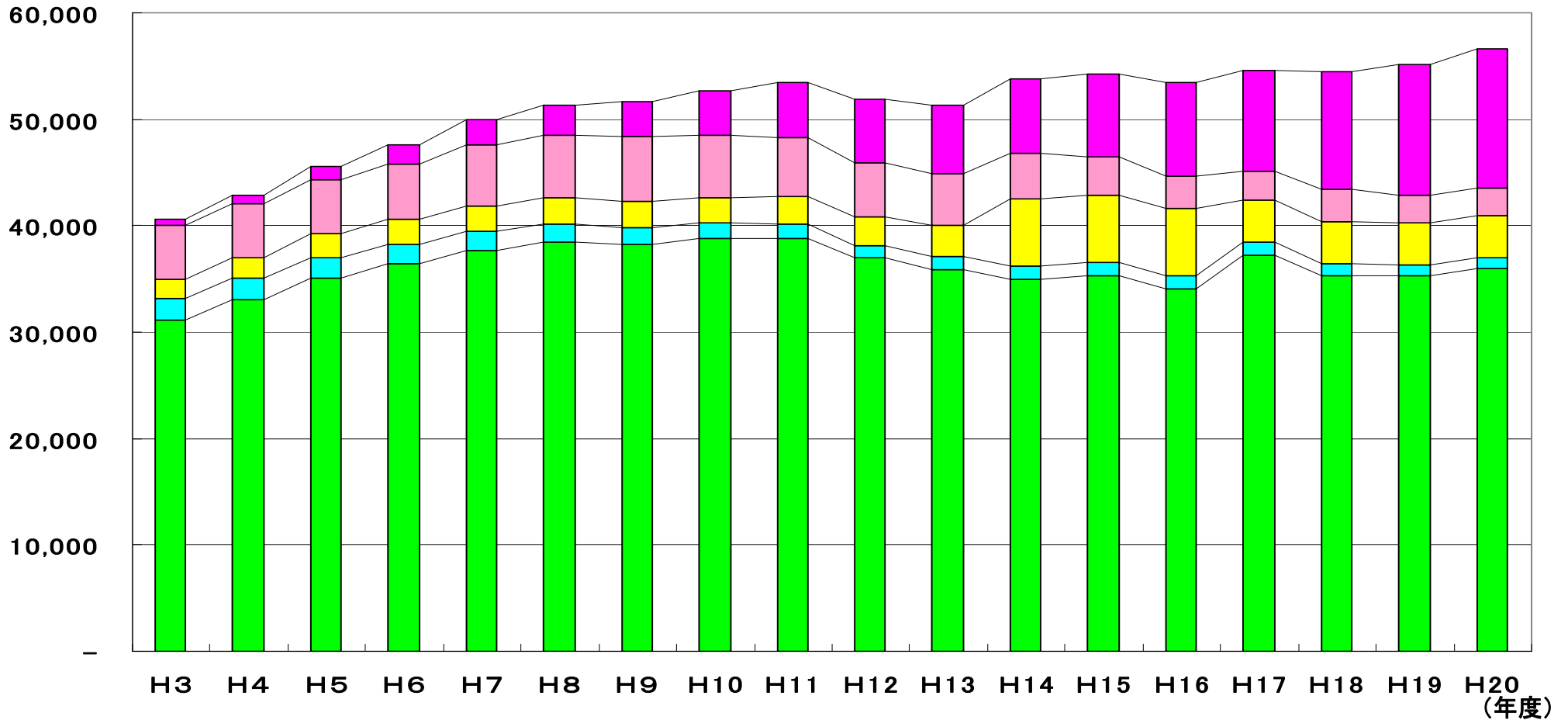
(年度)

看護師学校・養成所の入学定員の推移

H3 (40,605人) H20 (56,619人)

■ 大学	558人	→	13,108人
■ 短期大学	5,090人	→	2,550人
■ 高等学校（5年一貫制・専攻科）	1,825人	→	3,920人
■ 文部科学省指定専修学校	1,960人	→	1,030人
■ 厚生労働省指定専修・各種学校	31,172人	→	36,011人

(人)

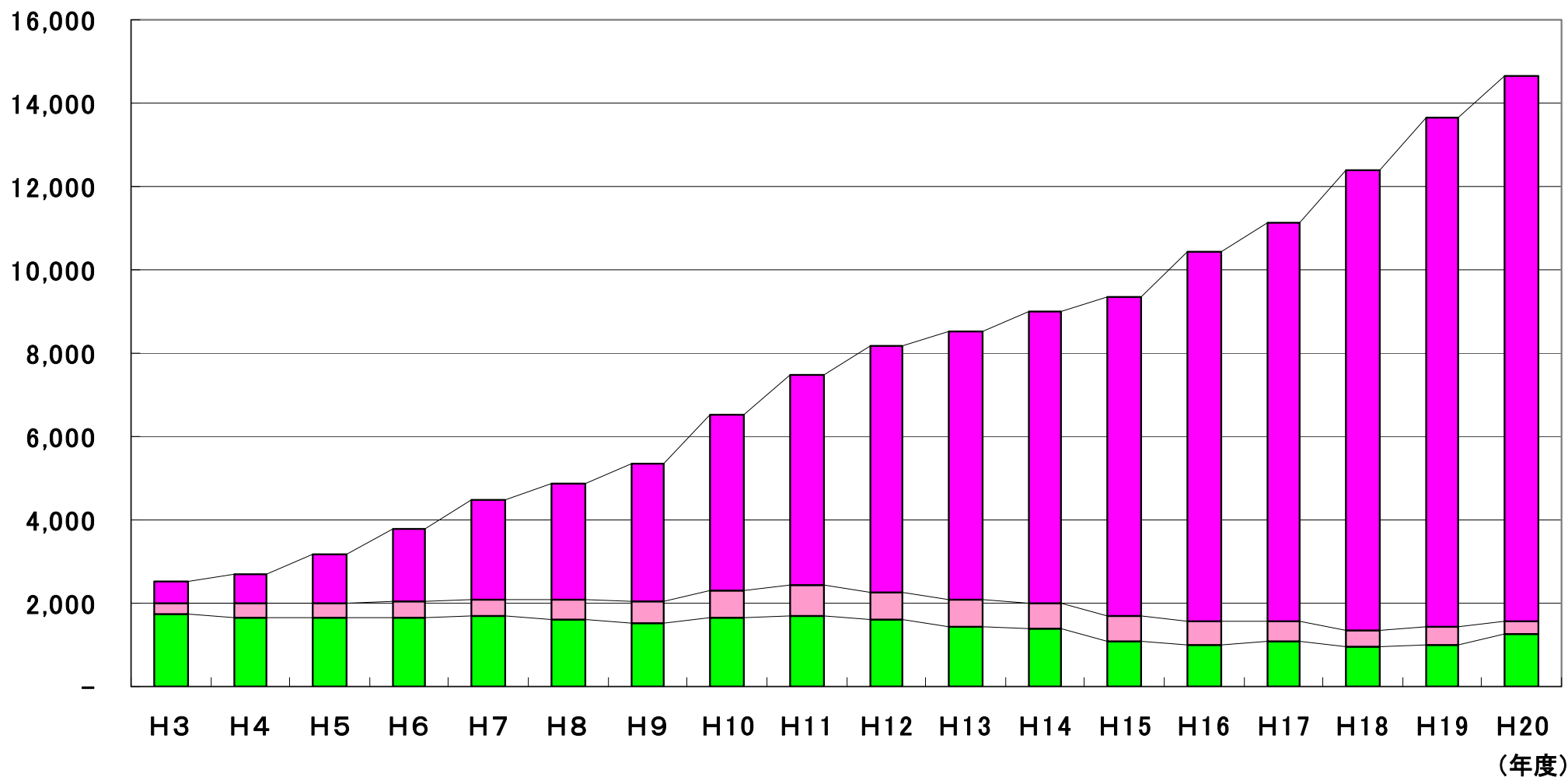


保健師学校・養成所の入学定員の推移

H3 (2,528人) H20 (14,668人)

■ 大学	518人	→	13,108人
■ 短期大学専攻科	260人	→	315人
■ 厚生労働省指定専修・各種学校	1,750人	→	1,245人

(人)

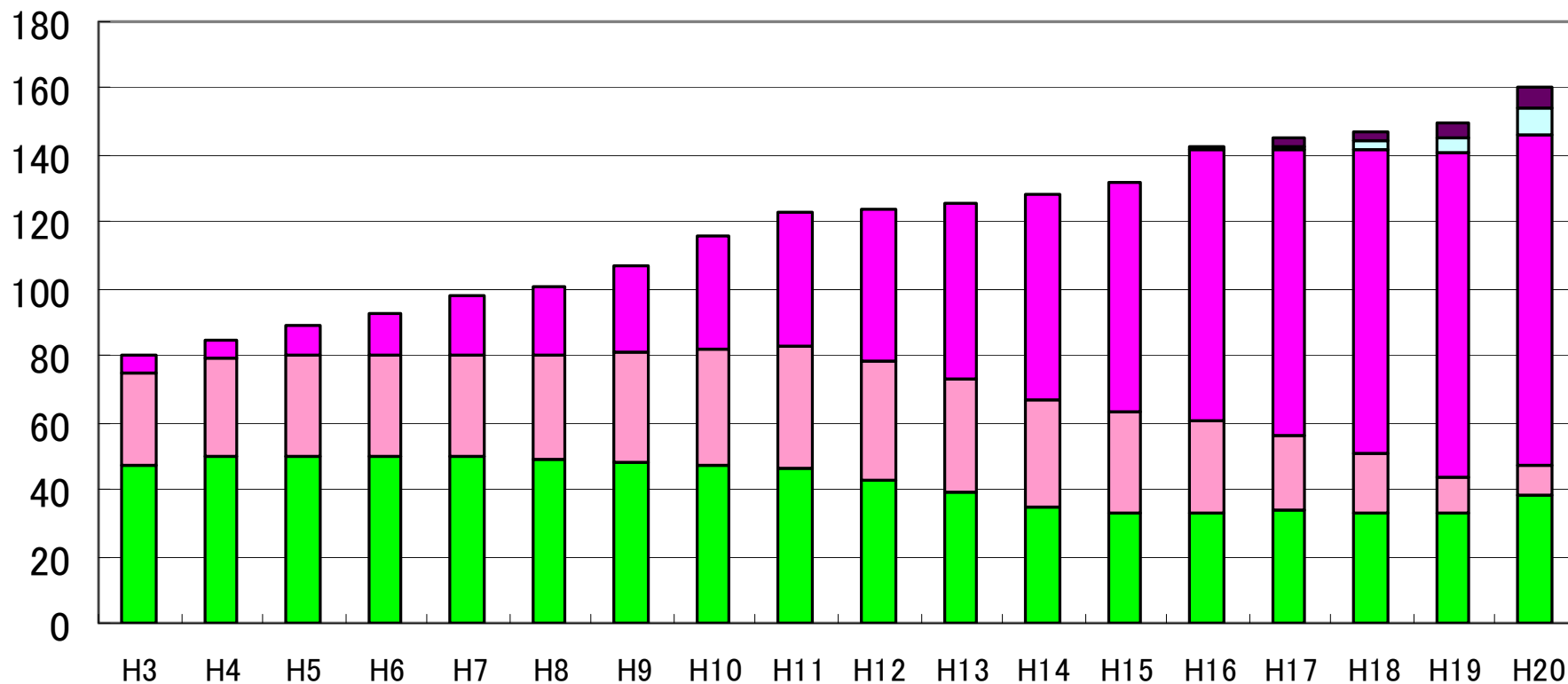


助産師学校・養成所の学校数の推移

H3 (80校) H20 (160校)

■ 大学院	0校	→	6校
■ 大学専攻科・別科	0校	→	8校
■ 大学	5校	→	99校
■ 短期大学専攻科	28校	→	9校
■ 専修学校	47校	→	38校

(校)



(年度)

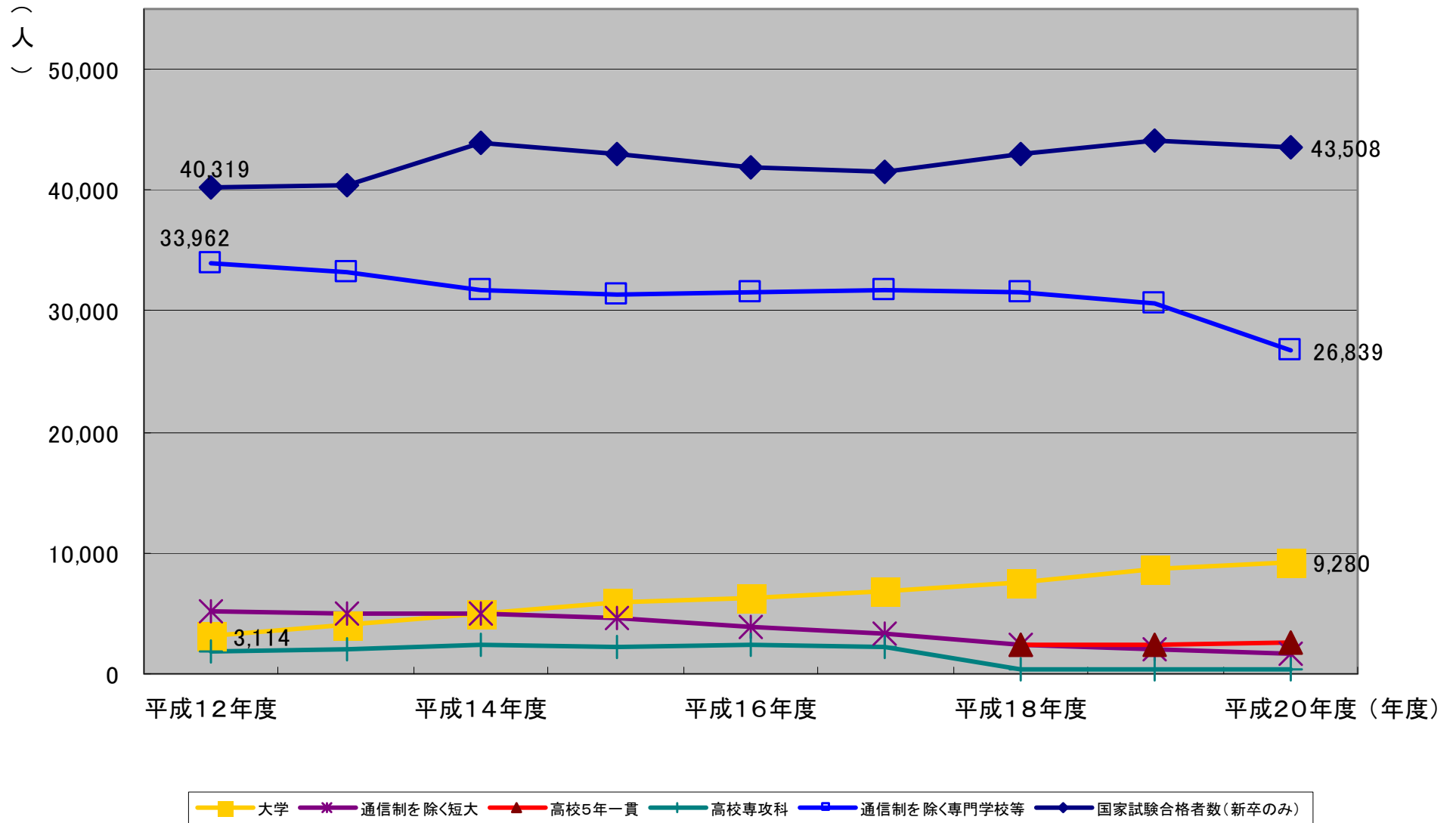
平成21年国家試験合格者数

※【 】は平成20年国家試験合格者数

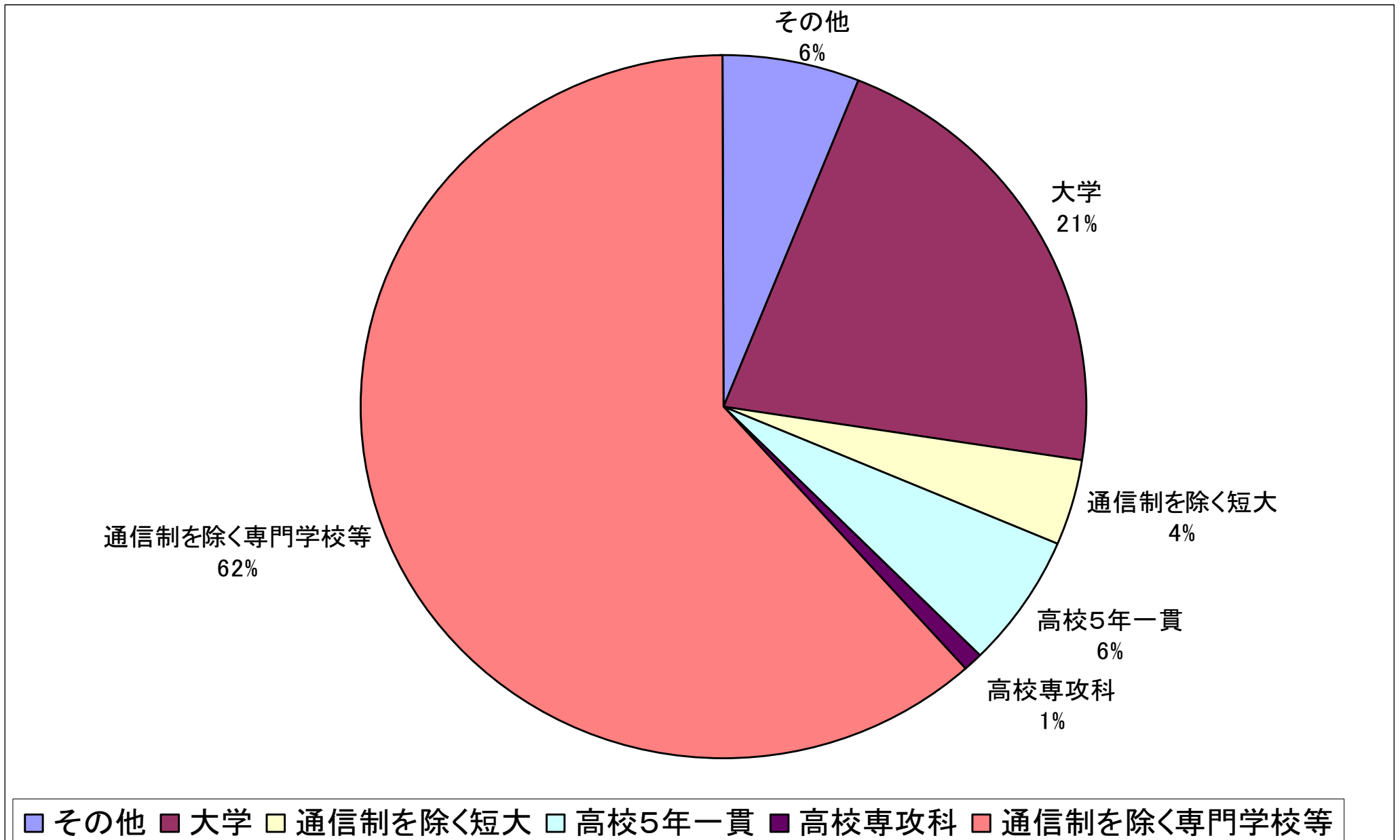
職 種	合格者	大卒合格者 (全体に占める大卒者の割合)
看護師	45,784名 【46,342名】	9,488名(20.7%) 【8,918名(19.2%)】
保健師	11,773名 【10,066名】	10,859名(92.2%) 【9,148名(90.9%)】
助産師	1,741名 【1,690名】	698名(40.1%) 【706名(41.8%)】

(注)助産師の大卒合格者数には、大学院・大学専攻科卒者を含めていない

看護師国家試験学校種別合格者数の推移(新卒者)



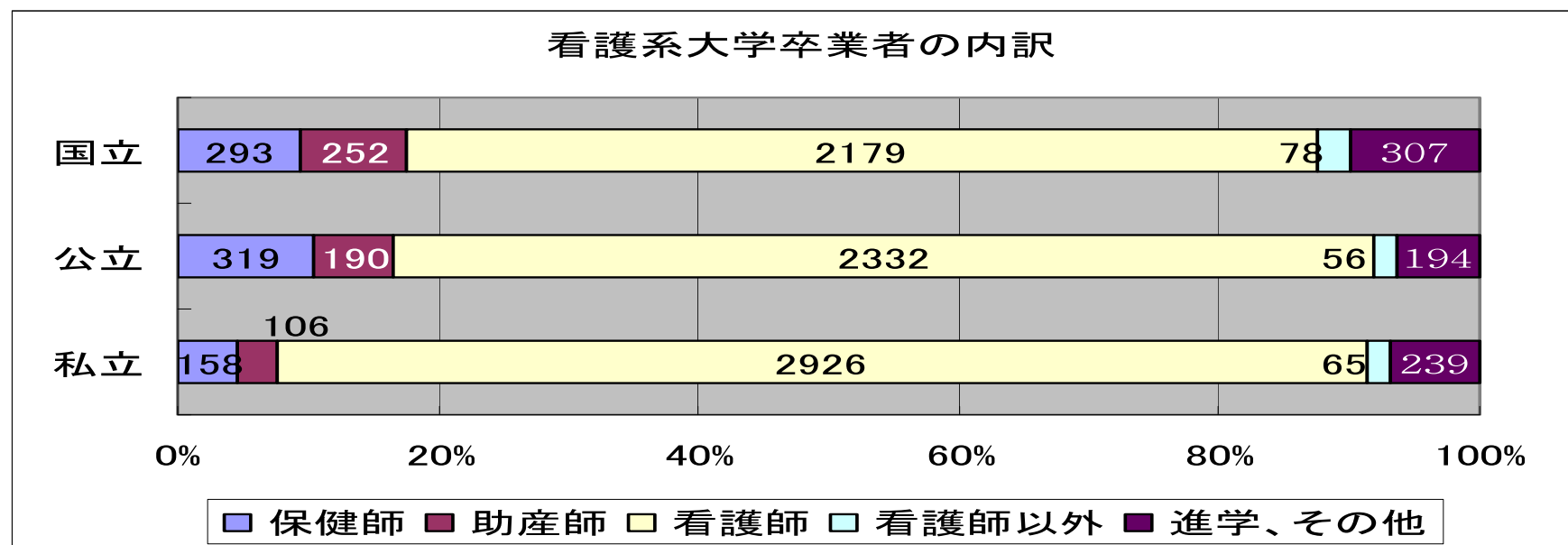
学校種別看護師国家試験合格者割合(新卒者)



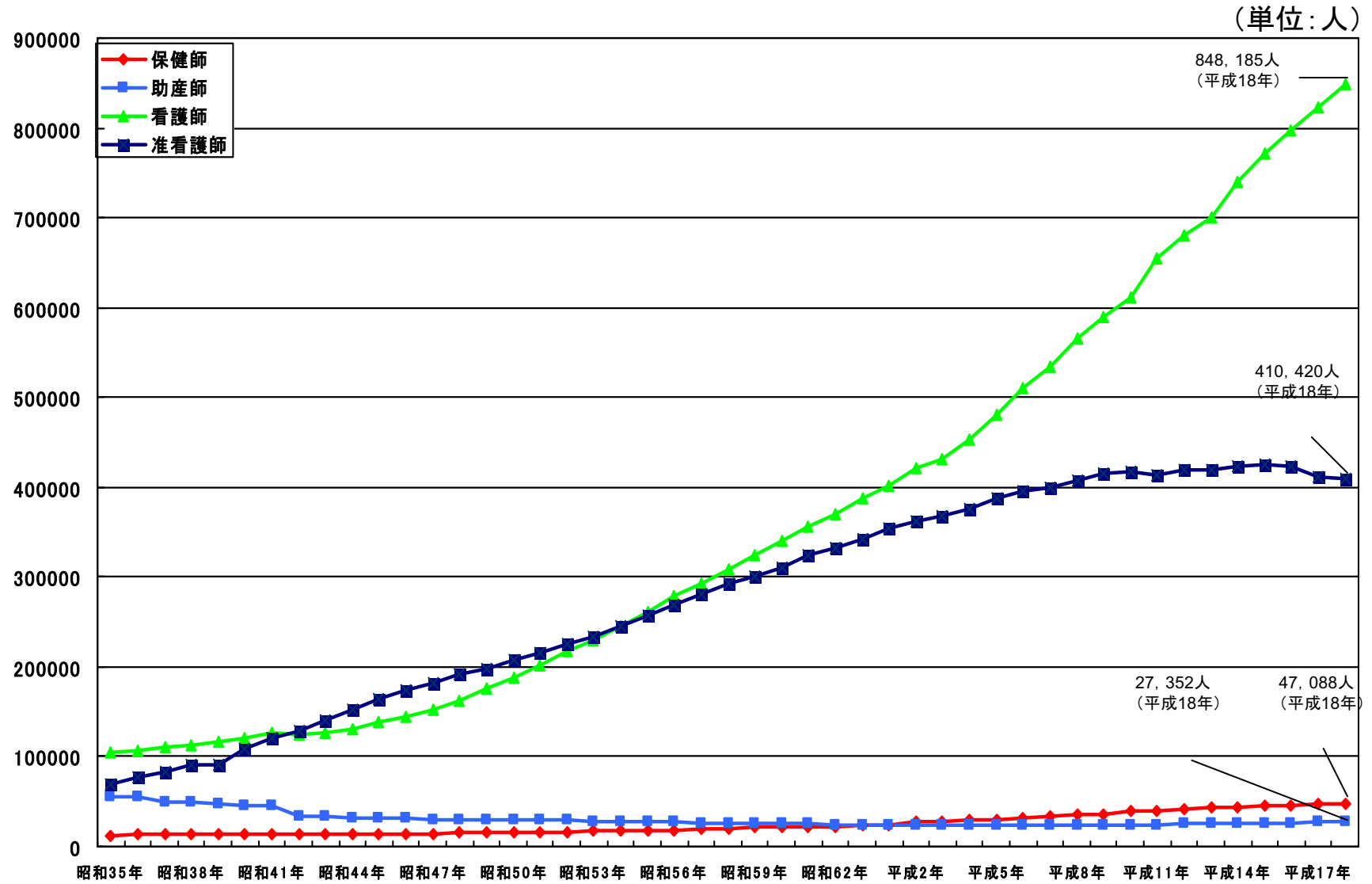
看護系大学卒業者の就業状況

(平成20年3月)

	学校数	入学定員	卒業生数 (編入生者を含む)	卒業生内訳(カッコ内は%)				
				保健師	助産師	看護師	看護職以外	進学、その他
合計	119	8,869	9,693	770(8.0)	548(5.7)	7,437(76.7)	199(2.1)	740(7.6)
国立	42	2,870	3,109	293(9.4)	252(8.1)	2,179(70.1)	78(2.5)	307(9.9)
公立	39	2,810	3,091	319(10.3)	190(6.1)	2,332(75.4)	56(1.8)	194(6.3)
私立	38	3,189	3,493	158(4.5)	106(3.0)	2,926(83.8)	65(1.9)	239(6.8)

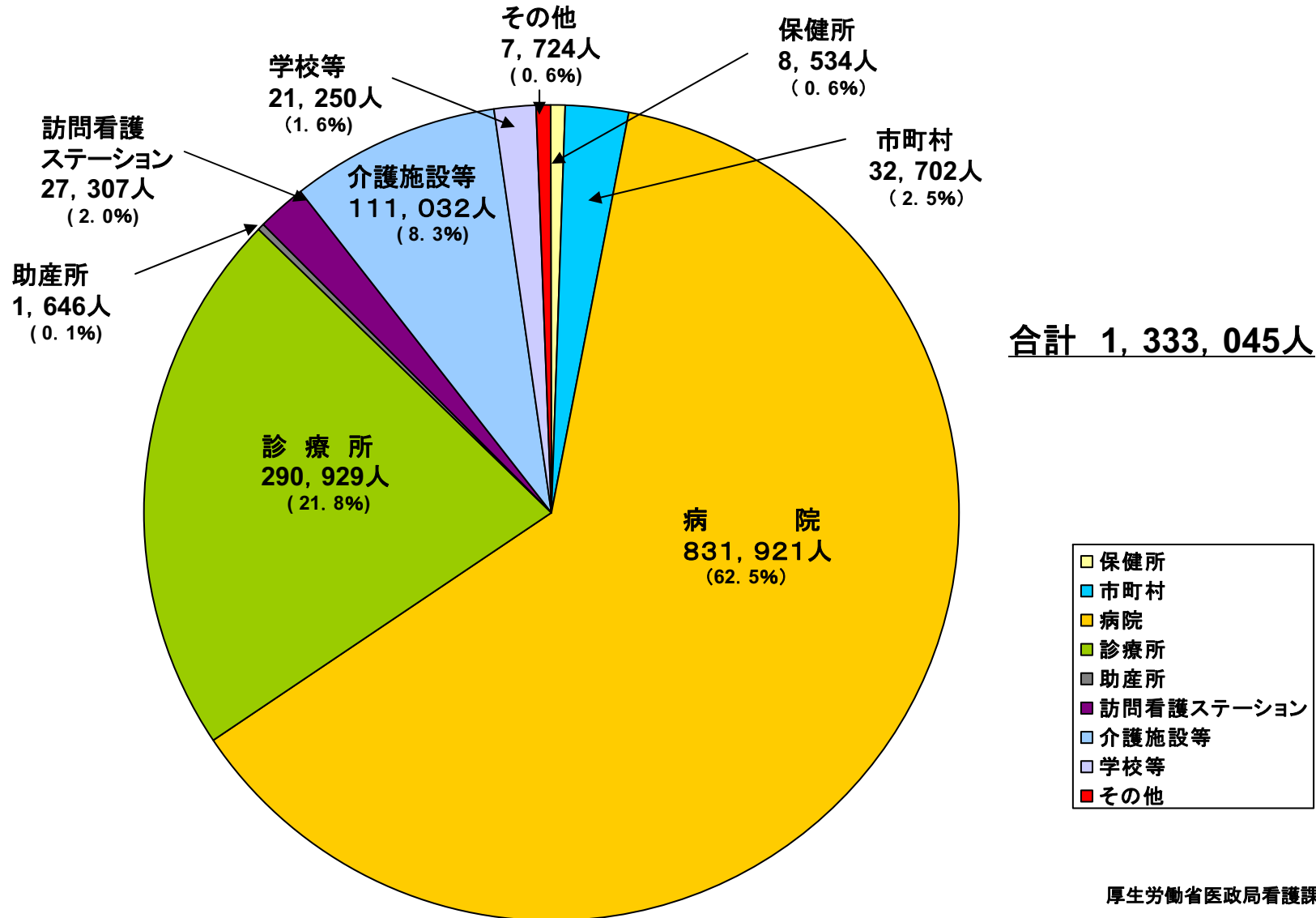


看護職員^(※)就業者数の推移

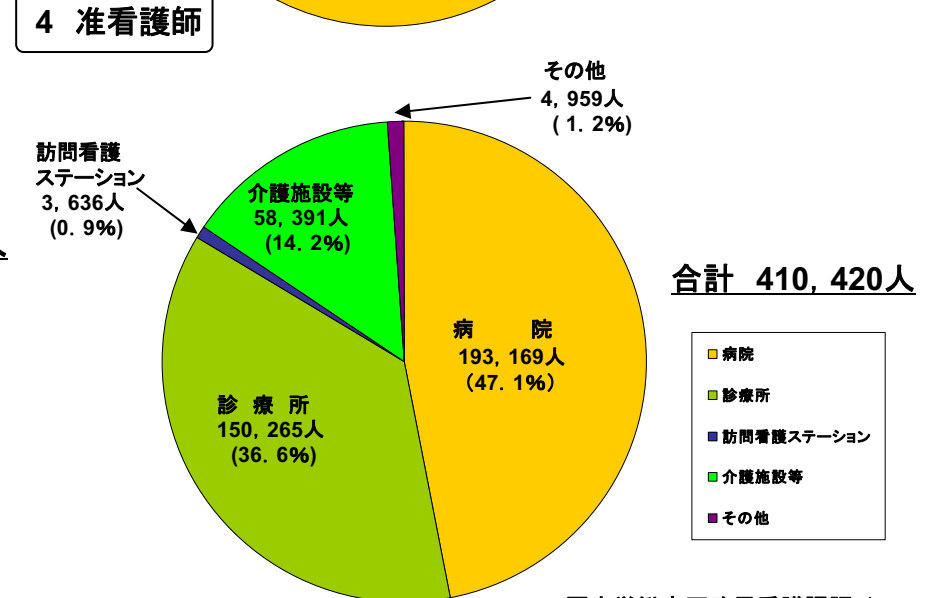
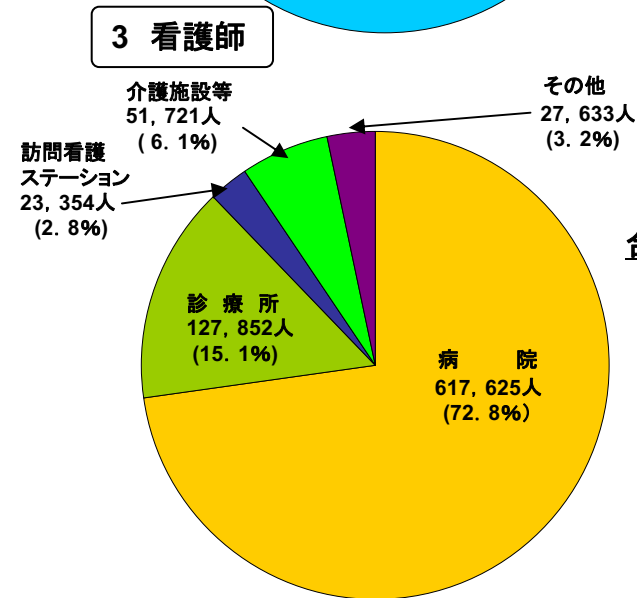
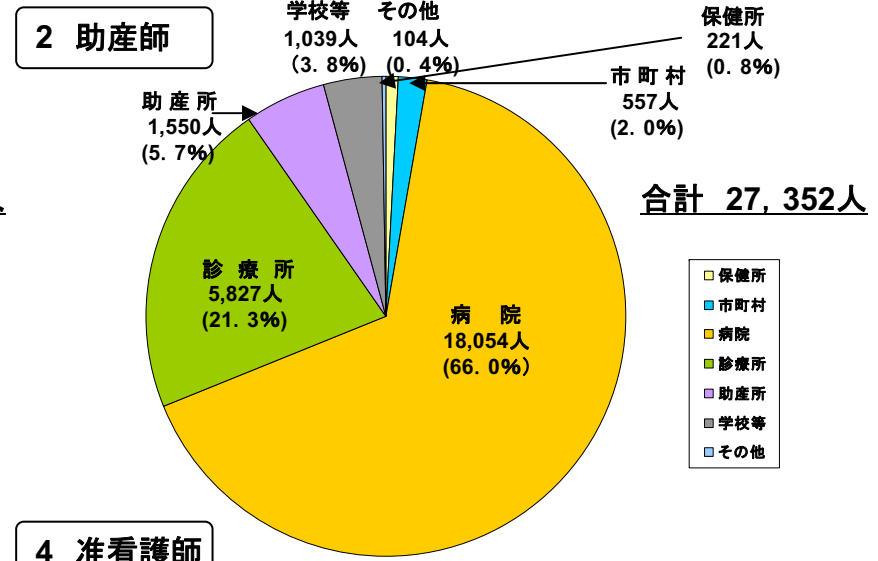
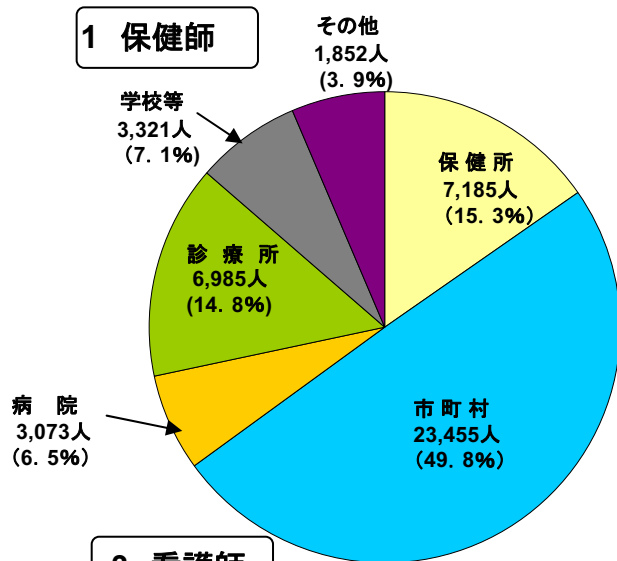


※ 看護職員とは保健師、助産師、看護師、准看護師の総称

看護職員の就業場所(平成18年)



保健師・助産師・看護師・准看護師の就業場所(平成18年)



大学における看護系人材養成の在り方に関する検討会について

平成21年3月13日
高等教育局長裁定

1. 目的

大学の看護学教育の改善、充実に関する専門的事項について検討を行い、必要に応じて報告を取りまとめる。

2. 検討事項

- (1) 保健師助産師看護師の三職種の免許取得に必要な教育内容を体系化して教授する学士課程における看護学教育の在り方について
- (2) 新たな看護学教育の在り方とその質の保証の在り方について
- (3) 大学院における高度な職業人養成の在り方について
- (4) その他

3. 実施方法

- (1) 別紙の委員により検討を行う。
- (2) 必要に応じ、小委員会を設置して検討を行うことができるものとする。
- (3) 必要に応じ、関係者からの意見等を聴くことができるものとする。

4. 実施期間

平成21年3月16日から平成22年3月31日までとする。

5. その他

本会議に関する庶務は、高等教育局医学教育課において処理する。

大学における看護系人材養成の在り方に関する検討会 委員名簿

	秋山 正子	株式会社ケアーズ白十字訪問看護ステーション代表取締役・統括所長
	倉田 雅子	納得して医療を選ぶ会事務局長
	小山 眞理子	神奈川県立保健福祉大学保健福祉学部看護学科教授
	坂本 すが	社団法人日本看護協会副会長
	佐藤 弘毅	目白大学長
	高田 邦昭	群馬大学長
	富野 康日己	順天堂大学医学部長
座長	中山 洋子	福島県立医科大学看護学部長
	西澤 寛俊	社団法人全日本病院協会会長
副座長	菱沼 典子	聖路加看護大学看護学部教授
	羽生田 俊	社団法人日本医師会常任理事
	平澤 美恵子	日本赤十字看護大学教授
	前野 一雄	読売新聞東京本社編集委員
	宮崎 美砂子	千葉大学看護学部教授
	松尾 清一	名古屋大学医学部附属病院長
	村嶋 幸代	東京大学医学系研究科教授
	横尾 京子	広島大学大学院保健学研究科教授

計 17名

※50音順・敬称略

大学における看護系人材養成の在り方に関する審議の経過

○第1回 平成21年3月31日（火）

看護学基礎カリキュラムの在り方に関する意見交換

○第2回 平成21年4月20日（月）

看護学基礎カリキュラムに関する有識者からのヒアリング

【ヒアリング有識者】

森岡幸子 大阪府健康福祉部保健医療室地域保健感染症課参事

桑畠麻未 江東区城東保健相談所保健師

○第3回 平成21年5月11日（月）

看護学基礎カリキュラムに関する有識者からのヒアリング

【ヒアリング有識者】

南 裕子 近大姫路大学長

○第4回 平成21年5月25日（月）

大学における看護系人材養成の在り方に関する検討会第一次報告骨子(案)
について

○第5回 平成21年6月25日（木）

大学における看護系人材養成の在り方に関する検討会第一次報告（案）に
ついて

第一次報告の概要

大学における看護系人材養成の在り方に関する検討会第一次報告 概 要

検 討 の 背 景

- あらゆる看護ニーズに対応できる看護専門職養成を目指して、学士課程では保健師・助産師・看護師に共通の看護学の基礎を体系化して教授し、保健師・看護師国家試験受験資格取得を卒業要件としてきた。
- 医療・看護ニーズの変化・拡大に対応するため、教育の充実を図ってきた。
- 平成4年「看護師等の人材確保に関する法律」施行後、看護系大学が急増している。

大学における看護学教育の課題

- 学士課程で学生が身につけるべき学習成果の明確化が求められている。
- 学習内容の増加により、カリキュラムが過密化している大学がある。
- 学生の増加や実習施設の減少等により、実習施設の確保が困難となっている。
- 社会環境の変化により、実習内容が制限される傾向がある。



今後の看護系大学の人材養成の在り方を明確にし、教育の質を保証する必要性

今後の大学における看護系人材養成の在り方

1) 大学における看護系人材養成の基本方針

- 学士課程段階では、長い職業生活においてあらゆる場、あらゆる利用者のニーズに対応できる応用力のある国際性豊かな看護系人材の養成を目指す。

<教育内容の見直しの方向性>

- ・看護系人材は人の支援に関わる専門職であることから教養教育を充実
- ・専門職として自発的な能力開発が継続できる素養や研究能力の基礎を涵養
- ・保健師・助産師・看護師に共通する看護専門職の基礎を教授
- ・看護ニーズの多様化等への対応や就労後の研修に効果的に接続できる教育内容を考慮

2) 大学における保健師及び助産師教育の在り方

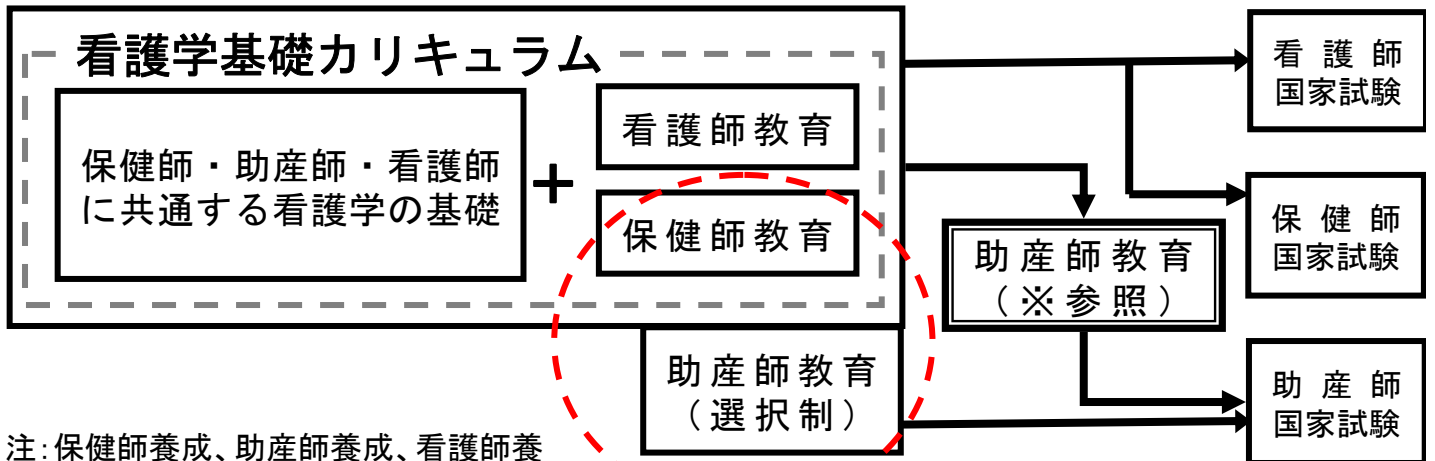
- 保健師教育については、大学による選択制の導入を可能とする。
- 大学は、学士課程、大学専攻科、大学院等それぞれの役割や教育理念を踏まえて、社会のニーズに応じた保健師や助産師教育の充実を図る。

今 後 の 検 討 課 題

- 「新たな看護学基礎カリキュラム」の具体的な内容やその質の保証の在り方について
- 今後の保健師教育・助産師教育の内容やその質の保証の在り方について
- 看護系大学院における高度専門職業人養成の具体的な在り方

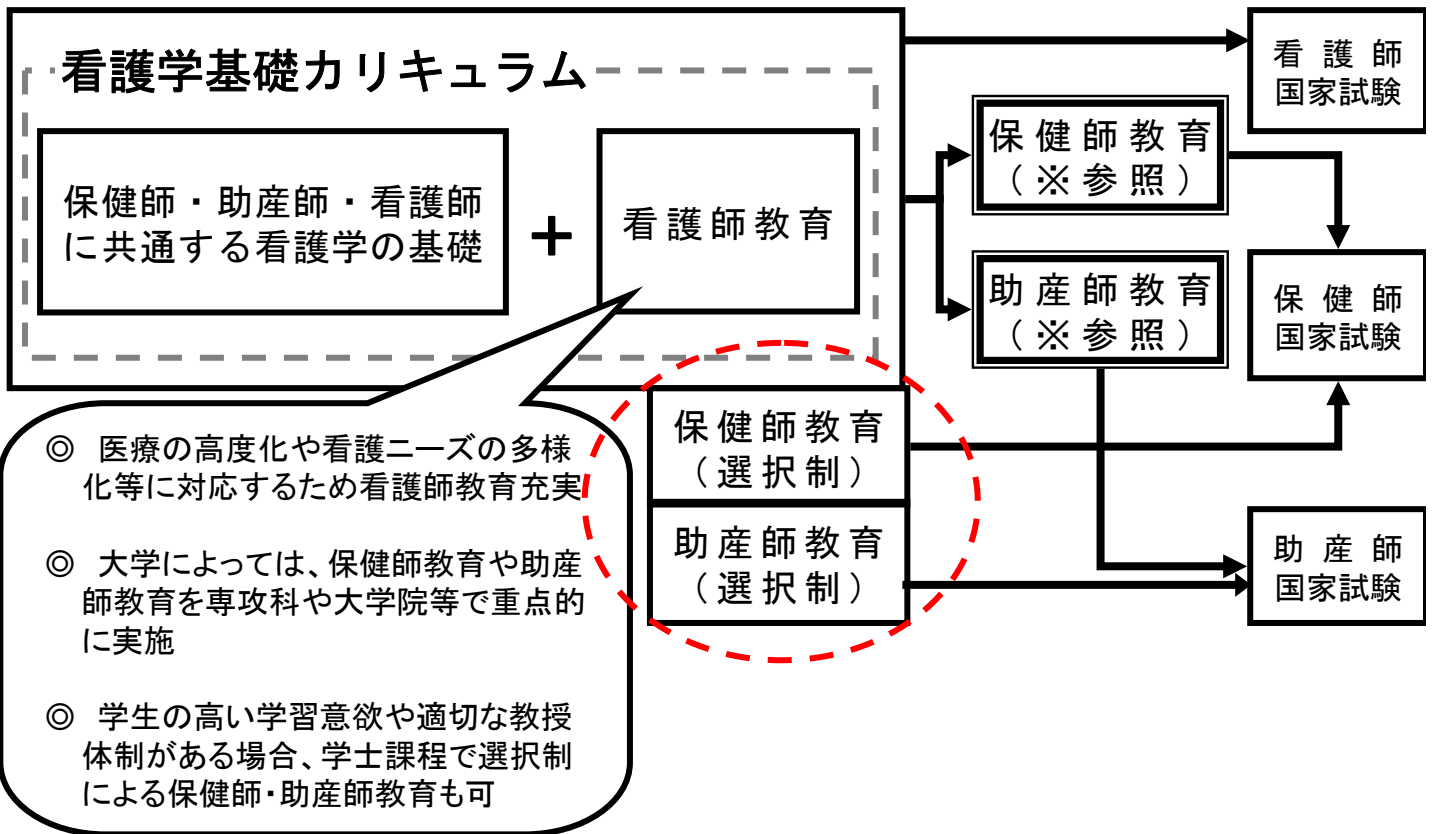
大学における「看護学基礎カリキュラム」の見直しについて

(現 状)



注:保健師養成、助産師養成、看護師養成に特化した教育をそれぞれ保健師教育、助産師教育、看護師教育とする。

(報告書に基づく保健師養成見直しイメージ)



- ◎ 医療の高度化や看護ニーズの多様化等に対応するため看護師教育充実
- ◎ 大学によっては、保健師教育や助産師教育を専攻科や大学院等で重点的に実施
- ◎ 学生の高い学習意欲や適切な教授体制がある場合、学士課程で選択制による保健師・助産師教育も可

※大学院、大学専攻科・別科、短大専攻科、専修学校における教育